

高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、2050カーボンニュートラルの実現に向けて、公共交通における電気バスの普及を促進するため、路線バス事業者等が実施する電気バスの導入、充電施設の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気バス 電気を動力源とし、かつ動力源とする電気を外部から充電する機能を有している電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (2) 電気バス用充電設備 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、専ら電気バスに充電するための急速充電設備をいう。
- (3) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、路線定期運行を行う者をいう。
- (4) バスリース事業者 路線バス事業者に電気バスの貸渡しを業とする者をいう。

(補助事業者、補助対象経費、補助対象要件及び補助率)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助対象要件及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの及び関係書類を添えて、令和5年3月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2のいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定の審査に当たり、補助事業者がバスリー

ス事業者である場合は、あらかじめリース料に対する補助金の取扱いが適切であるか確認するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、この補助金の交付を決定するに当たって、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除等に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 補助事業により取得した車両は、県が依頼した場合には、県が指定する期間、県のデザインによる車体へのラッピング広告を行わなければならないこと。ただし、ラッピングに要する経費は、県が負担するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に協議の上、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (2) 補助事業の内容の変更。ただし、事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増減を伴わない場合はこの限りでない。
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(補助金の概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第13条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金の交付決定額（第8条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の通知を省略することができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第14条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
- (3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき。
- (4) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 知事の承認を受けないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(財産の処分の制限)

第15条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等と

する。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（グリーン購入）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号、第3号及び第7号、第11条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業の内容	電気バス等導入事業	
	電気バス	電気バス用充電設備等
補助事業者	次のア又はイに掲げる者 ア 県内に本社がある路線バス事業者 イ アの事業者に対する電気バス及び電気バス充電設備の貸渡しを業とするバスリース事業者	
補助対象経費 ※1	車両本体価格、車両を構成するため必要な付属品及び改造費※2	設備本体価格（急速充電設備本体、機器を構成するため必要な付属品、蓄電池）及び工事費
補助対象要件	路線バス事業者が路線定期運行に使用し、かつ本県内に使用の拠点を置く車両	左記要件を満たす電気バスに専ら充電するための設備
補助率	定額※3	

※1 消費税及び地方消費税を除く。

※2 車両を構成するため必要な改造費には、県の依頼に基づき実施するラッピング経費を含む。

※3 補助対象経費から国庫補助金を控除した額。なお補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第6条、第7条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。